

令和5年10月分から 水道料金・下水道使用料を改定します

人口減少に伴い事業収入が減少している中、老朽化した施設・管路の更新費用等の増加により、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。今後、計画的な施設更新を行うなど持続可能な事業運営ができるよう、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の見直しが必要です。

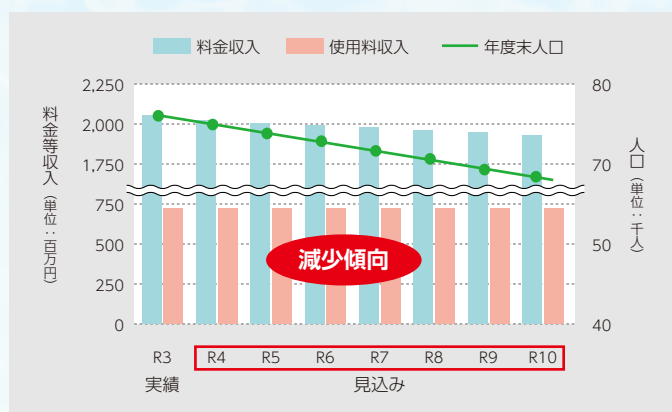
水道料金については、令和5年10月分より、現行料金から15%の値上げをさせていただきます。

下水道使用料は、「激変緩和措置期間」を設け、令和5年10月分から令和6年9月分の使用料を、現行使用料から17%の値上げとし、令和6年10月分からの使用料を33%の値上げとさせていただきます。

水道料金・下水道使用料改定の背景

厳しい経営環境

人口減少などに伴い、水道・下水道事業とも収入が減少しており、厳しい経営状況となっています。



施設・管路の更新費用の増大

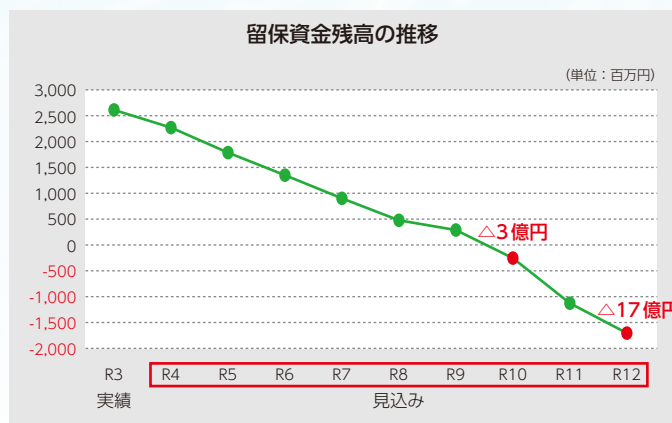
施設は老朽化が進んでおり、更新需要が増大しています。また、地震等の災害からライフラインとしての機能を確保するため、施設の耐震化を進めていく必要があり、多額の費用がかかる見通しです。



老朽化した施設や管路

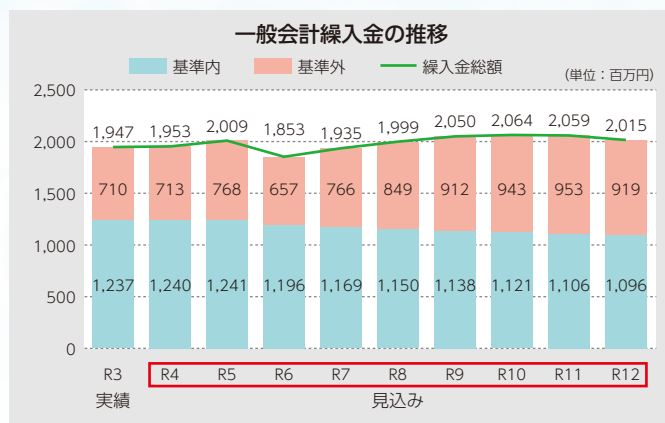
水道の財政状況

水道事業では、料金改定を行わないと令和10年度末には資金不足に陥り、事業を行うための財源が不足するため、経営は困難となる見通しです。



下水道の財政状況

下水道事業は、今後も一般会計から年間20億程度の繰入れが見込まれています。しかし、この中には本来、下水道使用料で賄うべきもの（基準外繰入）も含まれており、適正な下水道使用料の設定が必要です。





経営健全化に向けた取り組み

本市では、経営健全化に向けて以下の取り組みを行っています。
今後も経営状況は厳しくなると見込まれますが、引き続き徹底した経営努力を行い、上下水道サービスを維持・継続できるよう努めてまいります。

これまでの取り組み

組織のスリム化による職員数の削減

…平成17年度:84名 → 令和3年度:45名

包括的民間委託の活用

…水道お客様センター開設、浄水施設等の管理業務

工事資材の見直し

…耐震性・耐久性に優れた新型管等を採用



今後の取り組み

施設の統廃合による経費の削減

…人口減少を見据えながら施設規模の適正化を図ってまいります

投資の平準化

…世代間の負担が公平になるよう取り組んでまいります

包括委託の業務範囲拡大

…経営の効率化を図るため官民連携を推進してまいります



災害対策への取り組み

本市では、東日本大震災などの教訓から、災害による施設被害や断水の発生を最小限に抑えるために取水施設や配水池の整備及び管路の耐震化を進め、安定した水道水の供給に努めてきた結果、令和4年3月の福島県沖地震の際には、県内で最大の震度6強を観測しましたが、他事業者と比較して、局所的かつ短期間の断水に抑えることができました。

今後も、災害から市民生活を守るため老朽化した施設及び管路の更新・耐震化を計画的に進め、災害に強い施設の整備に取り組んでまいります。



災害による断水を防ぐため水道管を強化



水道料金・下水道使用料改定までの経過

本市では、今後も安定した事業運営を行っていくため、水道料金等の改定にあたり知識や経験を有する委員で構成される、「登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会」を設置し、本市にとって適正な水道料金等について検討を進め、基本的な考え方や改定率については妥当であるとの報告をいただきました。

また、市内各種団体からの推薦や市民公募等による委員で構成される「登米市上下水道事業運営審議会」において、水道料金等のあり方について慎重に審議を行ってまいりました。その結果、令和5年10月分からの水道料金等の改定は妥当であるとの答申をいただき、答申結果をもとに令和5年2月定期議会へ、条例の一部改正案を提出し、可決されました。

	水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会		上下水道事業運営審議会	
	日程	審議内容	日程	審議内容
第1回	R3.7.20	上下水道事業の現状と課題 他	R3.7.29	上下水道事業の現状と課題 他
第2回	R3.10.13	水道事業の経営分析 他	R3.10.25	水道事業の経営分析 他
第3回	R3.11.22	下水道事業の経営分析 他	R3.11.29	下水道事業の経営分析 他
第4回	R4.1.25	水道事業の財政計画 他	R4.1.31	水道事業の財政計画 他
第5回	R4.5.20	下水道事業の財政計画 他	R4.5.31	下水道事業の財政計画 他
第6回	R4.8.29	水道料金、下水道使用料の改定率 他	R4.9.6	水道料金、下水道使用料の改定率 他
第7回	R4.11.28	報告書(案)について 他	R4.11.15	料金表、答申書(案)について 他
第8回			R4.12.13	答申書(案)について

施設や管路の更新等にかかる費用を確保し、安心して使える上下水道を未来につなぐため
料金・使用料の改定にご理解をお願いします。



改定料金表

※令和5年10月分から改定料金が適用されます。

○水道料金の改定内容

- ▶改定実施時期:令和5年10月分から
- ▶平均改定率:15%

水道料金表

【1か月当たり】※税込み

メーター口径 (mm)	基本料金(円)			従量料金(円)			
	現行料金	改定後	増加額	水量区分	現行	改定後	増加額
13 20	1,320	1,540	220	1m ³ ~ 10m ³	147	168	21
				11m ³ ~ 50m ³	257	277	20
				51m ³ ~	267	287	20
25	24,200	27,830	3,630	1m ³ ~ 100m ³	162	181	19
30	33,000	37,950	4,950	101m ³ ~ 400m ³	178	198	20
40	38,500	44,330	5,830	401m ³ ~	199	218	19
50	110,000	126,500	16,500	1m ³ ~ 500m ³	162	181	19
75	176,000	202,400	26,400	501m ³ ~ 2000m ³	189	209	20
				2001m ³ ~	210	229	19
100	1,320,000	1,518,000	198,000	1m ³ ~ 10000m ³	—	—	—
				10001m ³ ~ 15000m ³	100	119	19
				15001m ³ ~ 25000m ³	110	129	19
				25001m ³ ~	120	139	19

※実際にお使いの水道メーター口径は、検針時にお配りしている「水道使用料のお知らせ」(検針票)でご確認いただけます。

○下水道使用料の改定内容

- ▶改定実施時期:令和5年10月分から令和6年9月分まで(激変緩和措置期間)
- ▶平均改定率:17%
- ▶改定実施時期:令和6年10月分から
- ▶平均改定率:33%

下水道使用料表(令和5年10月分から令和6年9月分まで)

【1か月当たり】※税込み

基本使用料(円)			従量使用料(円)			
現行	改定後	増加額	汚水排出量区分	現行	改定後	増加額
1,571	1,573	2	1m ³ ~ 10m ³	0	26	26
			11m ³ ~ 20m ³	157	191	34
			21m ³ ~ 50m ³	168	201	23
			51m ³ ~ 100m ³	173	201	28
			101m ³ ~ 200m ³		204	31
			201m ³ ~ 400m ³	178	204	26
			401m ³ ~		214	36



用語解説

基本料金・基本使用料: 施設を適正に維持するための経費や、使用の有無にかかわらず生じる料金等の収納などの経費の一部を賄うため、全ての方に共通して負担していただく料金等です。

従量料金・従量使用料: 処理水量等の増減により変動する施設の電気料などを賄うための経費などで、使用量等に応じて負担していただく料金等です。



改定の時期について

令和5年10月分となる令和5年9月のメーター検針後の使用分から改定後の水道料金等が適用されます。ご使用の地区ごとに検針日は異なりますが、おおむね下図のような流れとなります（臨時給水用を除く）。



改定による差額について

○現行料金と改定料金の差額(影響額)はつぎのとおりです。

水道料金		13mm・20mm			25mm	50mm
水道メーター口径		13mm・20mm			25mm	50mm
使用水量		10m ³ /月	20m ³ /月	50m ³ /月	100m ³ /月	500m ³ /月
イメージ						
現行料金		2,790円/月	5,360円/月	13,070円/月	40,400円/月	191,000円/月
改定後	料金(差額)	3,220円/月 (+430円/月)	5,990円/月 (+630円/月)	14,300円/月 (+1,230円/月)	45,930円/月 (+5,530円/月)	217,000円/月 (+26,000円/月)

下水道使用料		10m ³ /月	20m ³ /月	50m ³ /月	100m ³ /月	500m ³ /月
汚水排出量		10m ³ /月	20m ³ /月	50m ³ /月	100m ³ /月	500m ³ /月
イメージ						
現行使用料		1,571円/月	3,141円/月	8,181円/月	16,831円/月	87,531円/月
令和5年10月分から 令和6年9月分まで	17% 改定後 使用料(差額)	1,833円/月 (+262円/月)	3,743円/月 (+602円/月)	9,473円/月 (+1,292円/月)	19,523円/月 (+2,692円/月)	102,123円/月 (+14,592円/月)
令和6年10月分から	33% 改定後 使用料(差額)	2,073円/月 (+502円/月)	4,243円/月 (+1,102円/月)	10,753円/月 (+2,572円/月)	22,153円/月 (+5,322円/月)	116,153円/月 (+28,622円/月)

【問い合わせ先】

詳しくはホームページをご確認ください。
上下水道部ホームページ ▶ tome-suido.com



令和5年4月1日発行
発行 登米市上下水道部経営総務課
☎0220(52)3313